2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市川上字大尾三〇一三から三〇一五まで、三〇一八、字大尾口三八八の一、三八八の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大尾三〇一五・三〇一八・字大尾口三八八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三八八の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市長野字内山二六四の一、二六四の二、二六四の五、二六四の七、二六四の八、二七三、二七三の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市岩津字井谷一九二の二、一九二の一一、一九二の一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県掛川市上西之谷字向畑五六の一、字山ノ神五七一の二、五七二の一、五七二の三、字大谷五七三の一、五七三の一七から五七三の二二まで、五七三の二四（次の図に示す部分に限る。）、五七三の二六、五七三の二七、五七三の三〇、五七三の三一（次の図に示す部分に限る。）、五七三の四一、五七三の四三、五七三の四九（次の図に示す部分に限る。）、五七三の五七、五七三の五八、字谷穴五八五の一、五八五の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町気田字郷島一四一二の一、一四一三の一、一四一三の三、一四一五の一、一四一六から一四一八まで、一四一九の一、一四一九の三、一四二〇、一四二一の一、一四二一の三、一四二二の一、一四二二の三、一四二六、一四二八、一四三三の一から一四三三の三まで、一四三四の三、一四五一の一、一四五一の二、一四五二、一四五三、一四五四の一、一四五五の一、一四五六、一四五七の二、一四五九、一四六二、一四六三、一四六五の一、一四六六、一四六七、一四六九の一、一四七一の一、一四七二、一四七三、一四七四の一、一四七六、一四七七、一四九五の二、一四九六の二、一五一一、一五一七、一五一八の一、一五一八の三、一五一八の四、一五一九の一、一五一八の四、一五一九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区佐久間町戸口八六の一（次の図に示す部分に限る。）、八六の二、二三〇の一、二四五、二四六、二五二、二五九、二九二の一、二九三の一、二九九、四七二の一、五二六、五六一の二、五七三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）